

半田福祉ふれあいプール
指定管理者募集要項

令和8年5月
半田市

半田福祉ふれあいプール指定管理者募集要項

目 次

1	指定管理者制度導入の趣旨	2
2	対象施設及び概要	2
3	指定期間	2
4	開館時間及び休館日	2
5	管理運営の基本となる考え方	3
6	指定管理者が実施する業務	4
7	業務体制	4
8	指定管理料等	5
9	事務機器及び電話等に関する事項	7
10	本市と指定管理者のリスク分担	7
11	保険の取扱い	7
12	申請者の資格に関する事項	8
13	申請の手続き	9
14	申請書類に関する事項	10
15	指定管理者の選定スケジュール	11
16	指定管理者の審査及び選定に関する事項	11
17	協定に関する事項	14
18	事業の計画及び報告	14
19	モニタリングについて	15
20	定期的な協議の実施について	15
21	引継ぎ	16
22	監督	16
23	業務の継続が困難になった場合等の措置	16
24	その他	16
	(別表関係)	
	・リスク分担表	18
	・財務関係資料等	19
	(提出書類関係)	
	・提出書類一覧表	24
	・様式関係	25

半田福祉ふれあいプール指定管理者募集要項

1 指定管理者制度導入の趣旨

本市は、半田福祉ふれあいプールについて、民間事業者の創意工夫を活かし、市民サービスの向上と施設のより効率的な運営を図るため、平成21年度からの管理運営について、一般公募による指定管理制度を導入しています。

今回は令和9年度から令和13年度までの5年間の半田福祉ふれあいプールの管理について、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、施設の設置目的を効果的・効率的に達成することができ、利用者の多様化するニーズやサービスの向上等を図り、安定した施設運営のできる指定管理者を募集します。

提案をいただいた内容は半田市指定管理者選定委員会で審査し、選定された候補者を議会の議決後に指定管理者に指定します。

2 対象施設及び概要

(1) 名称 半田福祉ふれあいプール（温水プール）

(2) 所在地 愛知県半田市乙川末広町50番地の1

(3) 施設の設置目的

地域住民の文化・スポーツの振興を図り、もって福祉の向上に資するため設置

(4) 施設の概要

- ①設置年月日 平成9年7月20日
- ②敷地総面積 13,435.78㎡
- ③建物延面積 4,564.78㎡
- ④主な施設概要

(プール施設)

- ・25mプール（25m×7コース）
- ・流水プール
- ・ウォータースライダー（2基延長77m）
- ・児童用プール
- ・幼児用プール
- ・ジャグジー/リラクゼーションプール
- ・採暖室

(その他の施設)

- ・トレーニング室
- ・会議室/休憩コーナー

3 指定期間

令和9年4月1日～令和14年3月31日（5年間）

4 開館時間及び休館日（令和8年度現在）

(1) 開館時間

①平日：午後1時から午後9時まで

②土・日曜日、祝日、夏休み（7/21～8/31）：午前10時から午後9時まで

(2) 休館日

①月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日」という。のときは、その翌日とし、その日が祝日の場合は、その翌日。

②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

※開館時間・休館日ともに、指定管理者が特に必要があると認めた場合は、本市の承認を受けて変更すること。また、開館時間以外の対応について、早朝開館等の利用者ニーズによる開館時間変更については適宜調整し、対応することとします。

5 管理運営の基本となる考え方

半田福祉ふれあいプールは、心身のリフレッシュや健康の維持・増進が図れる25mプールやトレーニング室と、児童プールやウォータースライダー等遊戯性を備えている施設であり、幼児から高齢者、また障がいのある方まで幅広い世代の市民が利用できる施設内容となっています。

このことから、半田福祉ふれあいプールはスポーツや健康増進に関する施設であり、地域住民の楽しい余暇活動のための施設でもあります。現在は、一般開放を主として利用していますが、少子高齢化など社会状況がさらに変化していく中で、多様化する市民のニーズに応じていかなければなりません。そのため、指定管理者制度を導入することで民間事業者の持つノウハウを活かし、市民の視点に立ち、誰もが気軽に利用でき、開かれた施設となるようサービスの向上を図ることで、効果的・効率的な運営を目指すものです。

なお、これまでは半田市クリーンセンターの余熱を利用して施設運営をしておりましたが、同施設の移転に伴い令和4年4月より半田福祉ふれあいプールは都市ガスを利用した施設運営を行っています。

半田福祉ふれあいプールの管理運営の基本的な姿勢は以下のとおりです。

(1) スポーツに対する環境づくり

幼児から高齢者、また障がいのある方までスポーツができる環境を提供することは、半田福祉ふれあいプールの設立目的の根幹を成すところであります。継続的にスポーツのできる環境を提供することにより、運動や健康に対する意識を高め、日常生活に潤いが与えられるよう各施設の有効活用を図ることとします。

(2) ボランティア団体や地域住民との連携

本市の地域特性や住民の多様なニーズを踏まえ、半田福祉ふれあいプールの機能をより一層高めるため、地元のボランティア団体や地域住民との連携に努めることとします。

(3) 施設運営業務の効率的な実施

半田福祉ふれあいプールの設置目的を十分に果たすことができるよう、運営の仕組みやサービスの提供、利便性や快適性を高める等、利用者の満足度を高め利用者数増加を図ることとします。

(4) 施設管理業務の適正な執行

半田福祉ふれあいプールの管理経費の削減や環境への負荷軽減を図ると共に、施設の適切な保守管理等に努めることとします。

(5) 公平な運営

公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人・団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこととします。

6 指定管理者が実施する業務

指定管理者が行う業務の概要は下記の通りですが、詳細については「半田福祉ふれあいプール指定管理者管理運営基準書」、「半田福祉ふれあいプール管理業務仕様書」を参照することとします。

また、清掃及び設備保守点検業務等の一部を、指定管理者は本市と協議のうえ第三者に委託することを認めますが、指定管理業務の全て、又は運営業務全般（プール監視業務を含む）を第三者に委託することはできません。また、委託先は、市内業者の優先的な活用に配慮することとします。

(1) 施設全般の管理運営に関する業務

- ①施設全般のマネジメント業務
- ②施設の総務・経理業務
- ③施設の集客促進業務
- ④物品の管理に関する業務
- ⑤事業報告書等の作成及び提出業務

(2) 施設利用者に関する業務

- ①受付及び案内業務
- ②使用の許可等に関する業務
- ③使用料金等の徴収に関する業務
- ④利用者へのサービス提供業務
- ⑤利用者の誘導、整理、安全確保に関する業務
- ⑥器具の日常点検及び補修業務
- ⑦傷病者等の救護措置及び状況報告等

(3) 施設及び設備の維持・管理及び修繕に関する業務

- ①施設管理業務
- ②設備管理業務
- ③修繕業務

(4) 事業展開に関する業務

- ①自主事業（現在行っている水泳教室等と同等またはそれ以上の事業）に関する業務
- ②利用者への文化的なサービス（季節イベントや展示等）提供に関する業務
- ③関係機関との連携・連絡に関する業務

(5) 物品販売に係る業務

(6) その他の業務

- ①危機管理
- ②災害時等への対応
- ③業務仕様マニュアル等の作成
- ④本市からの要請への協力
- ⑤業務の引継ぎに関すること
- ⑥その他必要な業務

7 業務体制

(1) 勤務時間

業務に支障が生じないよう勤務時間を設定すること。

(2) 人員体制

- ①業務に支障が生じないよう人員を配置すること。（早朝開館など開館時間以外は除く）
- ②総括管理責任者は、管理運営に必要な知識・経験・力量を有する者であり、常勤で配置すること。
- ③施設及び設備の管理担当者は、当該業務に精通した者であり、常勤で配置すること。
- ④事業運営を円滑に進めるため、安定的な人員体制を継続すること。
従業員が変更になる場合は、事前に本市と協議すること。

8 指定管理料等

(1) 指定管理料について

- ①上限額876,982千円（指定期間を通じた額。消費税及び地方消費税込み。）
- ②指定管理者に支払う指定管理料は、人件費、施設管理費（光熱水費、通信費、警備、清掃、設備の整備点検等に係る経費及び1件当たり110万円未満の修繕費）、事業費及び事務費等が含まれます。
- ③指定管理料の額及び支払いの方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支計画書に基づき、年度ごとの半田市予算の範囲内で本市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定において定めることとなりますので、申請時に提出された収支予算書に記載の金額を下回ることがあります。また、物価変動や法令等変更に伴うコスト変動については、「半田福祉ふれあいプール 施設リスク分担表」のとおり対応することとします。
- ④天災その他特別な事由が生じたときは、指定管理者又は本市は指定管理料の変更を申し出ることができることとし、変更の額については双方協議のうえ定めることとします。
- ⑤準備行為に伴う経費は指定管理者の負担とします。
- ⑥廃棄物処理に伴う経費は指定管理者の負担とします。

(2) 利用料金制について

本事業では、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度は導入しません。従って、施設の使用料等は本市の収入とします。

(3) 利用促進費について

半田福祉ふれあいプールの利用促進を図るため、使用料及び自主事業参加費収入が年間基本収入額41,000千円（令和5年度～令和7年度の3年間の収入額及び令和9年度からの使用料改定額を考慮した額。税込）を超えた場合は、使用料等収入に応じて利用促進費を支払うこととします。

利用促進費は、使用料等収入が基本収入額を超えた金額の5割とします。（千円未満切捨て）

(4) 自主事業について

半田福祉ふれあいプールの自主事業については、事前に本市へ事業計画書を提出し、承認されたものについてのみ実施することとします。自主事業に係る経費は指定管理料に含めることとし、参加費等は本市の収入とします。また、自主事業の内容については、「半田福祉ふれあいプール管理業務仕様書」別紙仕様書No.6を参照の上、積極的に提案してください。

なお、本市が推進する小学校水泳授業指導補助業務委託事業の影響により、当初予定していた事業計画内容に変更が生じる場合は、事前に本市と協議することとします。

(5) 管理口座について

指定管理業務に係る経費及び収入は、法人等の他の事業の会計とは区分し、管理口座は団体自身の口座とは別に設け、管理することとします。なお、使用料等収入の口座に係る預金利子が発生した場合は、本市の収入とします。

本市から要求があった場合は、経理書類を開示し、当該事業に関する監査業務が受けられるような体制を整えることとします。

(6) 年度区分

経理は会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに区分することとします。

指定管理料は原則4半期ごとに支払います。支払い時期及び支払い金額は協定で定めます。

(7) 修繕・備品費について

①指定管理者は、収支予算を策定する際に、修繕・備品購入に必要な経費として1,350万円以上を計上することとします。また、年度終了後、修繕・備品費の執行残額は本市に返還することとします。ただし、年度協定で定める修繕・備品費は毎年度本市と協議を行います。

②指定管理者が行う修繕については、協定で定める修繕・備品費の予算の範囲内で実施することとします。また、修繕の委託先について、専門性が低いものに関しては市内業者を優先的に活用するよう配慮してください。なお、緊急を要する修繕について、予算の範囲を超えて行う必要がある場合は、本市と協議することとします。

③施設整備については、消耗、劣化及び破損又は故障により損なわれた機能を回復させるため、1件110万円未満を対象とした修繕は、指定管理者が行うこととします。1件110万円以上の修繕は本市で行いますが、緊急を要する修繕については本市と協議の上、110万円以上の修繕でも指定管理者が修繕できるものとします。なお、指定管理者が費用負担した場合においても設置及び修繕が完了した時点で機器等は本市へ帰属することとします。

④通常有すべき安全性を欠いている場合又は放置することにより通常有すべき安全性を欠く恐れのある場合には、本市は1件110万円未満の修繕について、指定管理者にその実施を命じることができることとします。

⑤指定管理者の責に帰すべき事由により生じた管理施設・設備の故障・損傷等については、指定管理者が自らの経費で速やかに修繕することとします。この場合、修繕に要する経費については、施設管理に関する経費には含まれません。また、指定管理者が自己の責に帰すべき事由により負担するための修繕費を担保するために保険等に加入する場合は、その保険料の負担についても施設管理に関する経費には含まれません。

⑥指定管理者は施設の利用に支障がないように、本施設備え付けの備品を管理することとします。指定期間中に指定管理者が備品を購入する必要がある場合は本市と協議することとします。協議に基づき必要と認められた備品については、指定管理料に含めることとし、その所有権は本市に帰属することとします。ただし、指定管理者の独自の判断で購入した備品は指定管理者の所有とし、別会計として管理することとします。

⑦指定管理者が新たに備品の備え付けをする場合（指定管理者の費用負担で指定管理者への帰属）及びその備品を撤去する場合は、あらかじめ本市とその旨を協議することとします。

⑧指定管理者は、次の年度における指定期間中の修繕・備品購入等に関する計画書（1件110万円未満の修繕等）及び施設・設備等の点検計画書を当該年度の末日までにスポーツ課へ提出することとします。

(8) 行政財産目的外使用許可について

①自動販売機

半田福祉ふれあいプールの自動販売機に係る行政財産目的外使用については、経費及び収入ともに指定管理料の積算には含めません。本市は行政財産目的外使用許可を指定管理者に行いますので、指定管理者は行政財産目的外使用料を本市に納めることとします。また、指定管理者は現行条件を元に、設置者と各々契約を締結することとします。指定管理者はそれらの契約からの収入を自らの収入とすることとします。行政財産目的外使用許可により設置しているものを廃止する場合は、本市と協議することとします。

②物品販売

半田福祉ふれあいプールでは行政財産目的外使用によって、物品や飲食物等の販売を行うことができますが、物品等販売実施については、事前に事業計画書を提出し、承認されたものについてのみ実施することとします。なお、物品等販売に係る経費及び収入ともに指定管理料の積算には含めません。本市は行政財産目的外使用許可を指定管理者に行いますので、指定管理者は行政財産目的外使用料を本市に納めることとします。

(9) 指定管理料の精算

指定管理料の精算は、経費節減などにより生み出された余剰金については、原則として精算による返還は求めません。ただし、修繕・備品費について余剰が生じたときは、余剰額を本市に返還することとします。また、利用促進費については、実績に応じて支給することとします。

なお、これらの精算は事業確定後に行うこととします。

9 事務機器及び電話等に関する事項

(1) 電話及びFAXについて

事務室の電話及びFAXは指定管理者で設置することとします。(使用料等は、指定管理料に含むものとします)。

(2) 事務機器について

必要な事務機器(事務用パソコン、コピー機、印刷機等)は指定管理者で設置することとします。(設置経費等は指定管理料に含むこととします)。

(3) インターネットについて

当該施設のWebサイトについては指定管理者が開設・管理することとします。(本市のホームページにリンクさせることとします)。

10 本市と指定管理者のリスク分担

本市と指定管理者とのリスク分担は、別表「半田福祉ふれあいプール施設リスク分担表」のとおりとします。ただし、別表に定める事項に疑義が生じた場合、又は定めのないリスクが生じた場合は、本市と指定管理者が協議の上リスク分担を決定することとします。

11 保険の取扱い

(1) 建物保険(共済)

本市は、当該施設について火災事故等に対応するため、建物総合損害保険(社団法人 全国市有物件災害共済会)に加入し保険料を支払うこととします。

ただし、指定管理者の責めに帰すべき理由により本市が損害を受けたときは、その賠償について請求することとします。

(2) 賠償責任保険

指定管理者は、施設利用者又は第三者等に損害賠償責任が生じたことによって被る損害を総合的に補てんする賠償責任保険に加入することとし、下記の補償規模の保険料については指定管理料に含めることとします。

なお、賠償責任保険における補償の規模については、下記の補償規模を下限とします。

種 類	賠償責任保険		
保険金額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	対物賠償	1事故につき	2,000万円

12 申請者の資格に関する事項

(1) 応募資格について

応募者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）とし、個人で応募することはできません。また、応募することができる団体の資格は次のとおりとします。なお、共同企業体での応募はできません。

- ①半田福祉ふれあいプールの管理運営業務を円滑、かつ、安定して遂行できる能力を有していること。
- ②愛知県内に本社（本部）又は支店、営業所を置く法人又は団体であること。
- ③当該団体が破産者で復権を得ないものに該当しないこと。
- ④当該団体が市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しないものに該当しないこと。
- ⑤当該団体が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定により、本市から一般競争入札等への参加の制限を受けていないこと。
- ⑥当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者。以下同じ。）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものに該当しないこと。
- ⑦集团的又は常習的に暴力行為を行う恐れがある組織の関係者を経営に事実上参加させ、不当に財産上の利益を得るために使用し、又は金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたものに該当しないこと。
- ⑧警備業法に基づく警備業の認定及び同等以上の業務実績があること。
- ⑨本市が開催する現地説明会に参加すること。
- ⑩その他当該団体に関し半田市等が必要と認める応募の資格を有すること。

(2) 応募条件について

複数の法人、団体がグループを構成して応募することはできません。

(3) 欠格事項について

申請者が次の要件に該当する場合は、その者を選定審査の対象から除外します。

- ①複数の事業計画書を提出した場合
- ②申請者及び申請者の代理人又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、

若しくは選定委員会委員に個別に接触した場合

- ③申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ④申請書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑤申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合（明らかな間違い及び軽微な事項を除く）
- ⑥その他不正な行為があった場合

13 申請の手続き

(1) 募集要項の配布

- ①配布期間 令和8年5月20日（水）午前9時から6月3日（水）午後5時まで
- ②配布方法 本市ホームページで公表しますので、ダウンロードして使用してください。
- ③問合せ先 半田市教育委員会事務局教育部スポーツ課
半田市池田町三丁目1番地の1（半田運動公園陸上競技場内事務所）
電話 0569-27-6663

(2) 現地説明会の実施

- ①開催日時 令和8年6月10日（水）午前10時～午前11時
- ②開催場所 半田福祉ふれあいプール
- ③対象者 本募集への申請を検討している法人等
- ④参加者 1申請予定団体につき2名までとします。
- ⑤参加申込み 所定の様式17により、郵送、FAX、電子メールのいずれかで、申し込んでください。
現地説明会の参加申込みを応募登録とします。
- ⑥申込み締切日時 令和8年6月3日（水）午後5時必着
- ⑦申込み先 半田市教育委員会事務局教育部スポーツ課
半田市池田町三丁目1番地の1（半田運動公園陸上競技場内事務所）
電話 0569-27-6663
FAX 0569-27-6796
メール sports@city.handa.lg.jp

(3) 申請に関する質問

- ①受付期間 令和8年6月11日（木）から令和8年6月16日（火）
- ②送付方法 所定の様式18により、郵送、FAX、電子メールのいずれかで、送付してください。なお、原則として、質問できる者は現地説明会参加者に限ります。それ以外の者からの質問には、回答しません。
個々での口頭又は電話による問い合わせには応じないものとします。
質問受付期間終了後は質問の受付をしません。
公募に関係のない質問や意見等については回答しません。
- ③回答予定日 令和8年6月19日（金）までに回答
- ④回答方法 質問の有無に関わらず、現地説明会に参加した全事業者へ郵送、FAX、電子メールのいずれかで回答します。

※申請資格を有しないと認められる方からの質疑、現地説明会への参加はお断りすることがあります。

(4) 提案書の受付

- ①受付期間 令和8年6月22日(月)から令和8年7月3日(金)
- ②受付時間 午前9時から午後5時
- ③提出方法 半田市教育委員会事務局教育部スポーツ課まで持参してください。
※郵送、FAX、電子メール等による受付は行いません。
※上記以外の日時での書類の受付は行いません。
- ⑤提出場所 半田市池田町三丁目1番地の1(半田運動公園陸上競技場内事務所)
- ⑥提出部数 正本1部 副本10部(追加部数を請求する場合があります)
- ⑦提案書の形態 ・1部ずつ製本すること
・目次及び各項目にインデックスをつけること

(5) 指定管理者選定委員会(審査会)

- ①審査内容 事業への取り組み姿勢、提出書類の内容、セールスポイント等についてのプレゼンテーションとヒアリングを行います。プレゼンテーションの時間等詳細は別に通知します。
- ②開催予定日 令和8年7月28日(火)、7月29日(水)
※いずれか1日(予定)
- ③開催場所 半田市役所4階 庁議室
- ④参加者 1申請団体につき4名までとします。

(6) その他

- ①費用の負担 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- ②応募書類の取扱い

本市に提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、本市は、指定管理者の選定の公表等必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。なお、提出された応募書類は、半田市情報公開条例(昭和61年半田市条例第6号)における「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象とします。

14 申請書類に関する事項

(1) 提出書類

- ①指定管理者指定申請書(様式1)
- ②宣誓書(様式2)
- ③団体の概要(様式3)
- ④主要業務実績(様式4)
- ⑤事業の実施に関する事業計画書(様式5~15)
- ⑥収支予算書(様式16) ※指定期間内5年分
- ⑦関係書類

- ア 定款、寄付行為、規約、資格又はこれらに類する書類
 - イ 法人の場合は登記簿謄本（発行の日から3か月以内のもの）
 - ウ 法人の場合は、法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税の直近1年間の納税証明書（未納のないことの証明）
 - エ 過去3年間の事業報告書及び収支決算書（法人の場合は損益計算書、貸借対照表を含む）
- ⑧情報公開を前提とした事業提案書の概要版（A4版4頁程度、様式なし）

15 指定管理者の選定スケジュール（予定）

- (1) 募集要項の配布期間 令和8年5月20日（水）～6月3日（水）
- (2) 説明会参加申込受付期間 令和8年5月20日（水）～6月3日（水）
- (3) 現地説明会 令和8年6月10日（水）
- (4) 質問書の受付期間 令和8年6月11日（木）～6月16日（火）
- (5) 質問の回答 令和8年6月19日（金）までに回答
- (6) 申請受付期間 令和8年6月22日（月）～7月3日（金）
- (7) 指定管理者選定委員会 令和8年7月28日（火）、7月29日（水）
※いずれか1日（予定）
- (8) 選定結果の通知 令和8年8月上旬
- (9) 指定議案の議決 令和8年9月議会へ上程
- (10) 指定の通知及び告示 令和8年9月下旬
- (11) 基本協定書の締結 令和8年10月上旬
- (12) 業務の引継ぎ 令和9年1月～3月
- (13) 年度協定の締結 令和9年4月1日（木）
- (14) 指定管理業務の開始 令和9年4月1日（木）

16 指定管理者の審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、半田市指定管理者選定委員会において、応募者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象に、選定基準に基づき提出された事業計画書等についての審査を行い、総合的な判断により候補者を選定することとします。

(2) 選定委員

選定委員は、外部委員と本市職員で構成することとします。

(3) 選定基準

提出いただいた事業計画書等を次の基準に基づき審査することとします。

①全般

- ア 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上が図られているか。
- イ 一般開放を主としている施設の設置目的を十分に生かし、施設の効用を最大限に発揮するものであるか。
- ウ 業務の実施に関する計画が、施設の設置目的を最も効果的に達成するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られているか。
- エ 事業計画を的確に実施するための物的及び人的能力を有しているか。

オ 業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報は適切に取り扱っているか。

②審査項目

ア 経営に関すること

- ・経営の基本理念
- ・組織、資力、信用度
- ・過去及び現在の事業実績
- ・社員教育

イ 事業計画に関すること

- ・事業計画の基本方針
- ・施設の有効利用の方策
- ・利用者への平等、公正性
- ・人員配置計画
- ・待遇、サービス体制
- ・市内事業者や人材の活用方針
- ・事故対策、防犯への取組
- ・施設、設備の清掃、保守管理
- ・個人情報の取扱い
- ・収入計画（収入の向上）
- ・支出計画（経費の節減）
- ・自主事業の内容

評価項目（別紙）

評価項目		配点
経営基本理念	団体の経営・運営方針	10点
	組織、資力、信用度	
	社員教育	
	類似施設の運営実績	
運営方針	福祉ふれあいプールの設置目的に合致した経営方針	20点
	利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上	
	広報活動など利用促進の工夫	
	利用者の意見等を運営に反映させるしくみ等の整備	
運営体制	運営体制の基本となる考え方	20点
	業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤	
	業務ごとの人員配置と勤務体制	
	管理運営上必要な専門性	
	トレーニングに関する知識を有する者の配置	
	職員の研修計画	
事業計画	自主事業の実施についての基本となる考え方	20点
	自主事業の企画提案と取り組み方法	
	維持管理業務についての基本となる考え方	
	市内の事業者や人材を積極的に活用した事業方針	
収支予算	管理に係る経費の節減	20点
	収支予算の妥当性	
	事業収支の妥当性	
その他	個人情報保護、守秘義務	10点
	情報公開、文書管理	
	防犯・防災対策	
	安全（事故防止）対策	
	環境対策への配慮	
	その他のPR事項	
合計		100点

（4）選定結果

半田市指定管理者選定委員会の選定結果については、令和8年8月上旬を目途に、全応募団体等に文書により通知し、同時に本市のホームページで公開します。

（5）指定管理者の指定

指定管理者の指定は、令和8年半田市議会定例会（9月議会）において、指定管理者の指定に関する議決を経て行う予定です。

17 協定に関する事項

指定管理者の指定の後に、本市と指定管理者は指定管理業務の実施に関する協定を締結します。なお、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議することとします。

(1) 協定に盛り込む事項

- ①管理の基準に関する事項
- ②指定期間に関する事項
- ③指定管理料に関する事項
- ④指定管理業務の範囲に関する事項
- ⑤財産の管理に関する事項
- ⑥費用の負担に関する事項
- ⑦守秘義務、個人情報の保護及び情報公開に関する事項
- ⑧記録の管理、調査に関する事項
- ⑨事業報告に関する事項
- ⑩緊急時の対応に関する事項
- ⑪指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑫損害賠償及び原状回復に関する事項
- ⑬その他必要な事項

(2) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ①正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ②財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③著しく社会的信用を損なう行為により、指定管理者として不相当と認められるとき。

18 事業の計画及び報告

(1) 事業計画

- ①次年度の指定期間がある場合は、本市と調整を行った上で前年度の9月16日までに次年度の事業計画書を提出することとします。
- ②事業を実施するに当たり、自主事業を含め事前に本市の承認を必要とすることとします。事業の内容を変更する場合も同様とします。

(2) 事業報告等

指定管理者は、日常・定期的に行う施設の清掃、機器点検、安全対策等のほか、施設の利用状況、事故、苦情等について記録するとともに、本市に対し次に掲げる報告等を行うこととします。

①月報

毎月、月報として運営状況報告書及び収入状況報告書（管理業務の実施状況・収支状況等）を作成し、翌月15日までに本市に提出することとします。

②年度事業報告

毎事業年度終了後、指定管理業務全般に係る事業報告書を作成し、事業年度終了後60日以

内（事業年度の中途において指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を受けたときは、その処分の日から起算して60日以内）に、本市に提出することとします。
なお、事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとします。

③事故報告書

施設において事故等が発生した場合は、事故報告書を速やかに提出することとします。

④指定管理修繕・備品等計画書及び施設設備等点検計画書

次の年度における指定期間中の修繕・備品購入等に関する計画書（1件110万円未満の修繕等）及び施設・設備等の点検計画書を当該年度の末日までにスポーツ課へ提出することとします。

⑤書類等の提出要求

本市は指定管理者に対し、指定管理業務に関して、必要に応じて報告を求めることができ、また連絡調整会議を開くことができることとします。

19 モニタリングについて

本市は、指定管理者による施設の管理運営に関して、協定等に沿って安定的かつ継続的に施設の管理運営ができているのか、モニタリングを実施することとします。

指定管理者は、以下の方法により、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、その結果について本市に報告してください。

モニタリングの結果、利用者アンケート及び事業報告書の結果等を考慮したうえで、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は改善等の指示を行い、これに従わないときは指定管理者の指定の一部または全部の取り消し、業務の停止などの措置を行う場合があります。

(1) 意見交換

指定管理者は、管理運営について利用者の意見を集約し、それを業務改善に反映させる場として、指定管理者と利用団体を構成員とする協議会を開催してください。

また、施設の通常運用を超える協議事項は発生した場合は、本市を構成員とする事ができることとします。

(2) 利用者アンケート

施設利用者を対象に、本施設において提供するサービスの評価に関するアンケート等を実施することとします。また、指定管理者は、アンケート用紙の作成、配布、回収及び分析を行うこととします。

(3) 施設の管理運営に対する自己評価

施設の管理運営に関して、適宜自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ半田市へ提出することとします。

20 定期的な協議の実施について

本市と指定管理者は、上記の事業報告やモニタリングを半田福祉ふれあいプールの運営に反映させるとともに、協定書に定めのない事項又は疑義の解決の場として定期的に協議を行うこととします。

2.1 引継ぎ

指定管理者は、本市の指示により業務開始までに事務引継ぎ及び各業務の習得を行うこととします。なお、事務引継ぎ等に係る費用は、指定管理者の負担とすることとします。

指定期間終了若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎを実施し、必要なデータ等について提供することとします。

なお、令和9年3月31日以前において、受け付けた予約などは引き継ぐこととし、指定管理者の変更により利用者が不利益を被らないようにすることとします。

2.2 監督

本市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、必要に応じ監督等を行います。この場合において、指定管理者の業務が適当でないと判断した場合、本市は改善等の指示を行い、これに従わないときは指定管理者の指定の一部または全部の取り消し、業務の停止などの措置を行う場合があります。

2.3 業務の継続が困難になった場合等の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、本市は指定の取り消しをします。その場合において本市に生じた損害は、指定管理者が賠償するとともに、次期指定管理者等が円滑かつ支障のないよう施設の管理運営業務に関する引継ぎを行うこととします。

(2) 当事者の責めに帰することのできない事由による場合

不可抗力等、本市又は指定管理者双方の責めに帰することのできない理由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議することとします。

2.4 その他

(1) 本施設は、ネーミングライツ導入（予定）施設です。指定管理者においては、協定書など正式名称を使用しなければならない場合を除き、本市とネーミングライツパートナー（以下、パートナーという。）が締結した契約に基づき、愛称を施設の名称として使用するなど、パートナーの権利を確保してください。

(2) 現行のあいち共同利用型施設予約システムについては、令和8年12月末までで終了し、次年度以降は新しい予約管理システムを導入予定です。

(3) 令和9年4月1日から使用料が改定されます。

本書に記載のない状況、状態が発生した場合、または疑義が生じた場合には、指定管理者は本市と協議の上、誠意をもって適切な対応、対処にあたることとします。

【問い合わせ及び連絡先】

半田市教育委員会事務局教育部スポーツ課

住所 〒475-0945 愛知県半田市池田町三丁目1番地の1
(半田運動公園陸上競技場内事務所)

電話 0569-27-6663

FAX 0569-27-6796

メール sports@city.handa.lg.jp

半田福祉ふれあいプール 施設リスク分担表

分類	内 容	半田市	指 定 管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	協議による	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	施設管理者自身に影響を及ぼす法令変更		○
税制度変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から施設管理、運営業務の継続に支障が生じたもの	○	
不可抗力	不可抗力（天災、人災等）による影響	協議による	
書類の誤り	仕様書等、本市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
資金調達	仕様書等、本市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	指定管理者が作成した書類等の内容の誤りによるもの		○
施設、設備の損傷	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設、設備の設計、構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化、第三者の行為から生じたもので、相手が特定できないもの等（110万円未満の小規模なもの）		○
	上記以外の経年劣化、第三者の行為から生じたもので、相手が特定できないもの等（上記以外のもの）	○	
債務不履行	指定管理者の債務不履行により指定管理業務の破綻等		○
第三者への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○
	施設の管理瑕疵による第三者への損害		○
事業終了時の費用	指定期間の満了又は期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○

※本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、本市と指定管理者が協議のうえ決定します。

財務会計資料（１）

収入

単位：千円

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	３か年平均
指定管理料	139,399	140,337	140,363	140,033
光熱水費補助金	8,352	0	0	2,784
合計	147,751	140,337	140,363	142,817

※指定管理費以外の諸収入（自販機売上、売店売上）については、計上していません。

支出

単位：千円

	令和４年度	令和５年度	令和６年度	３か年平均	
人件費	48,719	53,973	57,735	53,476	
自主事業費	1,283	1,143	1,819	1,415	
	消耗品費	2,093	1,950	2,457	2,167
	燃料費	26	0	0	9
	印刷製本費	782	691	582	685
	光熱水費	62,781	52,775	51,321	55,626
	修繕費	12,830	12,824	12,824	12,826
小計	78,512	68,240	67,184	71,312	
役務費	通信運搬費	322	328	369	340
	手数料	382	665	564	537
	借上料	189	180	180	183
	受信料	155	25	84	88
	保険料	614	617	589	607
	委託料	11,039	11,246	11,298	11,194
	雑費	0	3	0	1
	租税公課費	5,085	5,211	5,267	5,188
小計	17,786	18,275	18,351	18,137	
合計	146,300	141,631	145,089	144,340	

※指定管理費以外の支出（売店仕入れ費等）は計上していません。

（参考）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
電気	30,100,317	24,918,087	26,726,241
ガス	29,358,254	24,042,349	22,272,384
水道	3,321,530	3,813,900	2,321,820

※令和６年度は改修工事により２か月（２，３月）休館がありました。

財務会計資料（２）

施設使用料等（減免等人数含む総人数・半田市収入）

		個人	団体	合計
令和４年度	使用者人数（人）	83,848	9,264	93,112
	使用料収入（円）	24,860,220	3,028,240	27,888,460
令和５年度	使用者人数（人）	86,728	9,138	95,866
	使用料収入（円）	26,056,540	3,188,280	29,244,820
令和６年度	使用者人数（人）	83,817	8,534	92,351
	使用料収入（円）	25,671,810	3,061,460	28,733,270

自主事業（水泳教室等）開催状況（令和６年度）

事業名	開催回数	内容
水泳教室	3期×10回 (春・秋・冬)	クロールの基礎から他の泳法を身につけたい方を対象とした教室
アクアビクス教室	3期×10回 (春・秋・冬)	簡単な水中トレーニングや音楽によってダンス体操を行う教室です。
ピラティス教室	3期×10回 (春・秋・冬)	姿勢を保つために必要な筋肉を養い身体全体のバランスを整えます。
水中ウォーキング教室（火曜）	3期×10回 (春・秋・冬)	プールで様々な種類の水中歩行を行う教室
水中ウォーキング教室（水曜）	3期×10回 (春・秋・冬)	プールで様々な種類の水中歩行を行う教室
骨盤調整ヨガ教室	3期×10回 (春・秋・冬)	骨盤調整を目的としたヨガ体操を行う教室です。
リフレッシュヨガ教室	3期×10回 (春・秋・冬)	リフレッシュを目的としたヨガ体操を行う教室

財務会計資料（3）

修繕・備品費支出実績（令和4年度・令和5年度・令和6年度分）

	修繕・備品購入 事業内容	金額（円）
令和4年度	女子トイレ手洗い蛇口	36,300
	ペースクロック購入	81,510
	車椅子修理	4,485
	強制シャワー電磁弁取り換え	539,000
	シャワーヘッド取り換え	440,000
	リラクゼーション関係部品修繕	924,000
	ジェットポンプ搬入、取付修繕	671,000
	ガラス交換	93,500
	児童プール側給排水管	715,000
	ヤシの木剪定	297,000
	児童デジタル支持調節計	473,000
	児童側引き戸	253,000
	冷却塔洗浄整備	214,500
	男子トイレ手洗い蛇口	154,000
	ジャグジージェットポンプ	858,000
	児童プール濾過ポンプ整備	220,000
	ジャグジー昇温プレート	935,000
	電源増設	49,500
	冷水器故障	253,000
	デマンド工事	330,000
	施設光回線工事	691,174
	プールシート購入	294,470
	女子トイレ洗面台修理	33,000
	25mプールろ過機修繕	352,000
	流水プールろ過機修繕	660,000
	児童プールろ過機修繕	308,000
	着水プールろ過機修繕	693,000
	機械室シャッター2.5m側	858,000
	ジャグジー濾過ポンプ故障	693,000
	外灯用タイマー故障	33,000
	観覧男子トイレ小便器センサー故障	110,000
	消防設備不具合箇所修繕	553,300
児童側女子トイレLED交換	8,800	
合計	12,829,539	

	修繕・備品購入 事業内容	金額（円）
令和5年度	穴あき補修	995,500
	取得・輸送費	347,600
	流水ろ過ポンプ改修	990,000
	交換工事	990,000
	交換工事	550,000
	プールサイド清掃	170,280
	自動扉タイミングベルト交換	21,120
	塩素補充用バルブ取替	257,400
	内部整備修繕	390,500
	バルブ内の部品破損による交換工事	38,500
	交換工事	308,000
	児童プール側排水口詰まり除去	82,500
	吸排気口のオーバーホール	572,000
	経年劣化によりバルブが破損したため交換	319,000
	施設外・駐車場ヤシ・カシの剪定	297,000
	横柵の補修作業	330,000
	館内設備の機器交換修繕	429,000
	施設内監視カメラ2台取替修繕	572,000
	コロナ禍より中止している採暖室の使用前調査	352,000
	更衣室の水着専用脱水機	673,200
	桜の木の剪定	61,600
	各プール屋上給気ファンのベルト交換	165,000
	多目的トイレの下部部品が破損して為交換修繕	57,200
	照明が消灯していたため、交換を試みましたが、器具一体型の為、交換修繕致します。	73,700
	女子更衣室内のプール側ドアの修繕工事	429,000
	漏電および圧力ポンプの欠損	231,000
	プール多目的トイレの吸排気口の交換修繕	187,000
	スイッチ故障により交換修繕	638,000
	ろ過装置のスイッチを新たに増設	836,000
	着水プールの濾過ポンプを整備	226,600
	児童プール側部品庫内の感知器が湿気により故障	17,600
	自動券売機のモニターが経年劣化により故障	181,500
ハンガードアが不具合により閉まりにくくなったため修繕	572,000	
既存の換気扇が故障のため、取替工事	462,000	
合計	12,823,800	

	修繕・備品購入 事業内容	金額 (円)
令和6年度	自動ドアエンジン装置の交換	700,700
	自動券売機のメニュー変更	74,800
	消防設備機器の不具合箇所交換修繕	825,000
	蓄電池設備の不具合箇所交換修繕	495,000
	遠赤外線サウナヒーターの部品交換作業	401,500
	自動券売機No.1の新札・新貨幣の対応	660,000
	自動券売機No.2の新札・新貨幣の対応	660,000
	両替機の新札・新貨幣の対応	401,500
	プール施設内の排煙窓の修繕	660,000
	プール用LED投光器の交換工事	537,680
	ラインポンプの消耗品の交換と分解整備	154,000
	雨水配管洗浄作業	148,500
	駐車場剪定 (とりあえずヤシの木のみ)	121,000
	男子更衣室出入口ドアの交換・新設	462,000
	駐車場内の区画線の引き直し・新設	104,500
	ろ過装置電磁弁交換、ホース取り換え	679,800
	排煙・高窓開閉装置のハンドル交換	6,160
	ドレンパンの交換修繕	165,000
	トレーニング機器故障部品の交換修理	144,980
	ドレンパンの交換修繕 (追加)	55,000
	自動水栓の交換	143,000
	採暖室前の照明交換修繕	270,600
	出入口ドアノブの交換修繕	88,000
	児童側プール機械室コンプレッサー取替修繕	638,000
	水栓ユニットの交換修繕	150,000
	児童プール側トイレの排水管詰り抜き工事	51,700
	温水ポンプのオーバーホール作業	528,000
	25M上水補給ユニットの交換修繕	660,000
	25M上水補給ユニットの交換修繕	693,000
	スライダーポンプの内部整備	996,600
	児童プール側トイレの断裂した排水管取替工事	220,000
	階段手摺りの塗装補修	88,000
	施設内床のワックス剥離再塗装	638,000
車椅子 (介助式) 入れ替え配備	33,600	
25Mプール側トイレ洗面器の修繕工事	36,300	
工水受水槽ボールタップ交換 他2件	132,000	
合計	12,823,920	